

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

五九

○大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件

五九

○大規模小売店舗立地法第六條第二

五九

項の規定により変更の届出があつた件

五九

○漁業災害補償法による届出に係る特定第二号漁業者の同意について規定する要件に適合すると認める

件三件

五九

公 告

○県営土地改良事業の工事が完了した件

五九

告 示

福島県告示第六百八十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十二年十一月七日救急病院として認定した。

平成二十二年十一月十六日

名称	所在地	福島県知事 佐藤 雄平
渡辺病院	南相馬市原町区西町一丁目五〇番地	認定有効期限 平成二五年一月六日 (地域医療課)

福島県告示第六百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十二年十一月十六日から平成二十三年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 株式会社長崎屋

代表取締役 成沢 潤治

東京都中央区東日本橋一丁目一番五号

(変更後) 株式会社長崎屋

代表取締役 成沢 潤治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

三 変更した年月日

平成二十一年九月一日

四 届出年月日

平成二十二年十一月九日

五 届出をした者

株式会社長崎屋

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十二年十一月十六日から平成二十三年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地

二 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 別紙図面のとおり

(変更後) 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十二年十一月十七日

四 届出年月日

五 平成二十二年十一月九日
届出をした者
株式会社社長崎屋

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条の二第三項の規定による発起人作山実ほか一名からの平成二十二年十月十八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十二年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第六百九十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条の二第三項の規定による発起人小松修一郎ほか一名からの平成二十二年十月十八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十二年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第六百九十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条の二第三項の規定による発起人狩野一美ほか一名からの平成二十二年十月十八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十二年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

公 告

公告第三百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定により、前田地区に係る県営一般農道整備事業の工事は、平成二十二年七月二十二日完了したの

で公告する。

平成二十二年十一月十六日

福島県知事 佐藤雄平
(農村計画課)